

## 職場改善に向けて **まず** 一歩!

関西合同労組滋賀県人権センター分会は、8月30日の分会通告と同時に提出していた11項目の要求についての交渉を9月14日、館内でおこないました。

組合側は 塚本(本部)、T(分会)。センター側は Y 館長、M 次長、F GL でした。

- 1) 労働基準法第37条(休日・時間外割増賃金)について  
→県と調整する。
- 2) 労働基準法第89条②(賃金の決定、計算及び支払いの方法、賃金の締切り及び支払いの時期並びに昇給に関する事項)について  
→早急に賃金規定を配布する。
- 3) 就業時間内の組合活動について  
→電話の取り次ぎ、休憩時間内のビラ撒きなどはかまわない。会議などへの出席については年休で処理。
- 4) 組合掲示板について  
→現にある組合掲示板を自治労滋賀県人権センター労組と協議して有効活用してほしい。
- 5) 健康増進法について  
→夏・冬期での冷暖房作動時以外でもタバコの煙が事務所内に入らないようにドアを閉める。

- 6) 休憩室(和室)の改善について  
→カーテンを付け替える程度しかできない。
- 7) 職員の人権研修について  
→一昨年開催した館内全ての団体(職員)を対象にした研修会を開催する。
- 8) 手話や外国語を習得希望する職員への援助について  
→その内容がフィードバックできるものなら対応を考えたい
- 9) 嘱託職員の雇用期間延長について  
→予算上、現行通り。
- 10) プロパー職員の定年延長と再任用について  
→協議中なので時間が必要。
- 11) 昼休憩時の電話当番制について  
→休憩時間は本来、労働から離れる時間なので、留守番電話にすることも含めて検討したい。

10月10日(月)大津市民会館にて開催される「広瀬隆講演会」に賛同しています。参加チケット(500円)あります。分会のTまで。ビラ参照。

関西合同労組は一人でも入れる労働組合です。